

令和6年6月15日

住民組織代表者様

三原市長
(地域企画課)

地域集会所整備費補助金に関する制度の改正について (お知らせ)

市行政の推進については、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。
さて、令和6年4月から地域集会所整備費補助金に関する制度を一部改正しましたので、
次のとおりお知らせします。

ご不明な点等ございましたら、地域企画課までお問い合わせください。

1 地域集会所整備費補助金とは

市内の町内会等が設置する地域集会所の整備を促進するため、地域集会所の整備に
要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2 改正内容

「解体」に要する経費を補助対象に追加

			改正箇所	
種別	補助対象		補助率	
建物	新築	建築費	市長が査定した額の2分の1	補助限度額 4,000,000円
	改築	建築費		4,000,000円
	増築	建築費		1,500,000円
	修繕	修繕費		1,500,000円
	購入	購入費		2,000,000円
	解体	解体費	市長が査定した額の2分の1	1,000,000円

3 その他

解体については、新たな集会場所を確保した場合に限ります。その他、補助の対象
となるための要件があります。詳細は市のホームページをご確認ください。

※申請については、下記から電子申請も可能です。

三原市 HP



申請フォーム



【問い合わせ先】

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 (本庁舎4階)
三原市 経営企画部 地域企画課
電話：0848-67-6184 FAX：0848-64-7101
Eメール：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp